

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 令和7年度 浜松市 新たな水供給システム検討業務
イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
ウ 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで
エ 契約上限金額 金5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準書	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式 1	参加意向申出書
7	任意様式	参加資格を確認するために必要な書類（第 1 章 4 エ(イ)参照）
8	様式 2	参加資格確認結果通知書
9	様式 4-1	質問書
10	様式 4-2	質疑応答書
11	様式 5	企画提案書
12	様式 6	企画提案書等の取扱いに関する回答書
13	様式 7	結果通知書
14	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
15	別記 2	入札参加資格審査申請に準じた書類

※6～15は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和 7 年 6 月 17 日（火）から令和 7 年 6 月 26 日（木）16 時
質問書受付期間	令和 7 年 6 月 17 日（火）から令和 7 年 6 月 26 日（木）16 時
参加資格確認結果通知書交付日	令和 7 年 6 月 30 日（月）13 時以降
質問に対する回答送付日	令和 7 年 6 月 30 日（月）13 時以降
企画提案書等提出期間	令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 14 日（月）16 時
第 2 次審査（ヒアリング）実施日	令和 7 年 7 月 28 日（月）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和 7 年 8 月 1 日（金）
契約締結	令和 7 年 8 月 6 日（水）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号

浜松市上下水道部上下水道総務課

電話：053-474-7019 FAX 053-474-0247

メールアドレス：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のア・イいずれかに該当する者であること。

ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3099：その他の業務委託）の認定を受けている者

イ 引き続き 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。

- (3) 入札対象業務委託契約等において、本業務の特質を考慮し、上下水道に関する技術・実務や地方公営企業会計について専門的知識と経験を有する者として、以下の条件を満たす者を配置できること。

- ① 管理技術者（本業務の管理及び統括等を行う責任者）として、下記ア又はイの要件を満たす者で、かつ直接雇用している者を配置しなければならない。

ア 上下水道の技術に関する専門的知識と経験を有する者として、技術士（上下水道部門）、国土交通省登録技術者資格（施設分野－水道）、シビルコンサルティングマネージャー等のいずれかの資格を保有すること。

イ 直近 10 年間に、国または地方公共団体が発注する上下水道事業及び飲料水供給施設等に関する新規技術の導入などの検討業務の実績を有すること。

- ② 本業務を円滑に遂行できるよう、地方公営企業会計に関する専門的知識と経験（地方公営企業の経営アドバイス実績等）又は専門資格を有する者（公認会計士等）を配置しなければなら

い。

- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

また、同要綱第1条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和7年6月26日（木）16時まで（必着）

イ 提出先 浜松市上下水道部上下水道総務課経営企画グループ 担当：竹田、鈴木将

ウ 提出方法 持参、郵送※1又は電子メール※2

※1 郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。

※2 電子メールの場合はPDF形式とし、受付期限までの受信時間までとする。

なお、参加希望者のメールシステム等の不具合による不達の場合、受付期限を過ぎた際は参加を認めない。

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書（様式1）

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

・3(3)①に示す資格書類の写し、または業務実績が分かるもの※1

・3(3)②に示す配置予定者の業務実績が分かるもの※1又は専門資格を有する場合はその写し

※1 いずれも様式は任意とするが、発注者、期間、業務内容等明記すること

(ウ) 別記2に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類(3(2)イの場合のみ)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 日 時 令和7年6月30日（月） 13時以降

イ 通知方法 電子メールによる

ウ その他 電話連絡等はしない。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参、郵送※1 又は電子メール※2

※1 郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

※2 電子メールの場合はPDF形式とし、受付期限までの受信時間までとする。

なお、参加希望者のメールシステム等の不具合による不達の場合、提出期限を過ぎた際は参加を認めない。

イ 提出期限 令和7年7月2日（水）16時まで

ウ 提出先 浜松市上下水道部上下水道総務課経営企画グループ 担当：竹田、鈴木将

エ 様 式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和7年6月26日（木）16時まで（必着）

イ 提出先 浜松市上下水道部上下水道総務課経営企画グループ 担当：竹田、鈴木将

ウ 提出方法 持参、郵送※1 又は電子メール※2

※1 郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。

※2 電子メールの場合はPDF形式とし、受付期限までの受信時間までとする。

なお、参加希望者のメールシステム等の不具合による不達の場合、提出期限を過ぎた際は参加を認めない。

エ 回答送付日及び方法 令和7年6月30日（月）電子メールによる

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

① 企画提案書

企画提案書は、別紙「評価基準書」に示す「評価項目（企画提案書作成要領）」に従って作成すること。

② 参考見積

- (ア) 企画提案書の内容に則した見積とすること。
- (イ) 見積の内訳を明示すること。
- (ウ) 様式は任意とするが、浜松市が十分に内容を理解できるよう、分かりやすく簡潔な形式で作成すること。
- (エ) 契約締結の際は、提出された参考見積の金額を基準として見積合せを行うものとする。

(2) 企画提案書等作成にあたっての留意点

- ア 提案は、簡潔に記述すること。
- イ 文書を補完するためのイメージ図等を使用すること。
- ウ 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をする可能性があるため、見易さに配慮をすること。
- エ 目次、ページ番号を挿入すること。
- オ 提出の様式は自由とするが、A4 版サイズとすること。
- カ 企画提案書に記載された内容は、本業務に係る参考見積金額で実現できるものとみなす。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 企画提案書（様式 5）
- イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 6）
※第 2 章 4（3）及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ その他資料

- ・参考見積書
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証がわかる書類（認証無の場合は不要）
- ・消防団協力事業所の認定を受けていることがわかる書類（認証無の場合は不要）
- ・高齢者活躍宣言事業所の認定を受けていることがわかる書類（認証無の場合は不要）
- ・健康経営優良法人の認定(経済産業省)を受けていることがわかる書類（認証無の場合は不要）
- ・外国人材活躍宣言事業所の認定を受けていることがわかる書類（認証無の場合は不要）
- ・企業の C S R 活動表彰を受けていることがわかる書類（認証無の場合は不要）

(2) 提出部数 ア 企画提案書 10 部(正本 1 部、副本 9 部)

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書(正本 1 部)

ウ その他資料（正本各 1 部）

(3) 提出先 浜松市上下水道部上下水道総務課経営企画グループ 担当：竹田、鈴木将

(4) 提出期限 令和 7 年 7 月 14 日（月）16 時 00 分まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

※ 企画提案書、参考見積書についてはデータを電子メールでも提出すること。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、第2次審査対象者となった者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
- (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和7年7月22日(火)午後13

時以降<予定>に電子メールにて通知する。

イ 第2次審査（ヒアリング）

（ア） 実施日 令和7年7月28日（月）（予定）

詳細については対象者に別途連絡する。

（イ） 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等を使用するものとする。ただし、企画提案書等を補足するためにモニター等でイメージ図の表示や動画再生等を行うことを可とする。

（ウ） 評価基準に従い審査を行う。

（エ） ヒアリングは、Web（Zoom 使用）による実施を予定している。ヒアリングへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明20分、質疑20分程度）を予定している。

ウ 評価基準

別紙「令和7年度 浜松市 新たな水供給システム検討業務 評価基準書」のとおり。

2 受託候補者の特定

（1） 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（2） 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

（3） 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

（4） 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年8月1日（金）13時以降に通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否
要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。